

所沢ウォーキングネットワーク (ToWN) 規約 (改訂版)

(名称)

第1条 本組織は、「所沢ウォーキングネットワーク」(ToWN) と称する。

(事務所)

第2条 本組織の事務所は、スタッフ代表宅とする。

(目的)

第3条 本組織は、ウォーキングに興味を持ち、ウォーキングを愛好する人たちにウォーキングの機会と、ウォーキングに関する様々な情報を提供することを目的とする。

(事業)

第4条 本組織は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 定期的なウォーキング《8月を除く》の実施。(常設コースウォーキング、企画ウォーキング)
- (2) ウォーキングに関する様々な情報の提供
- (3) ウォーキングに関する講演会等の実施

(参加者)

第5条 本組織への参加者は、次の者とする。

- (1) 本組織の目的に賛同した者

(参加の方法)

第6条 参加を希望する者は、「参加申込書」をスタッフ代表に提出し、承認を得るものとする。
ただし、一時的に参加を希望する者は、その限りではない。

(参加費)

第7条 ウォーキングの実施に参加する者は、次の参加費を支払う。

- (1) 一時的に参加する者はその都度、常設コースウォーキング (100円/回)
- (2) // 企画ウォーキング (500円/回)
- (3) 一年間を通じて参加する者は、年間定額参加費として 2,200円/年
ただし、活動予定表の郵送を希望する場合は、郵送料相当を増額し、2,800円/年とする。

(スタッフ)

第8条 本組織に若干名のスタッフを置く。

- (1) スタッフは定期的なウォーキング等を計画し、運営する。
- (2) スタッフはウォーキングに関する情報等を収集し、文書、Web等を通じて広く公開する。

(会計)

第9条 本組織の経費は、参加者からの参加費をもってこれにあてる。

経費は、主に活動予定表、コース地図、ウォーキングに関する文書の印刷、送付費用、企画ウォーキングに関する調査費用、必要最低限の備品の購入等の支出に充てる。

附則

- 1 この規約は、令和3年3月8日から施行する。
- 2 この規約にないものは、スタッフ内において別途定める。

※令和5年9月9日一部改訂

以上

